

英国は少年犯罪にどう向き合ったか

—英国における子どもの責任・親の責任—

日時：平成19年10月11日（木） 午後2時～4時
場所：国立国会図書館東京本館 新館3階大会議室

講師紹介

クレア・ブルマン氏 (Ms. Claire Bullement)

英国政府 子ども・学校・家庭省 青少年グループ担当官
(Supporting Children and Young People Group, Department for Children, Schools and Families)



子ども・学校・家庭省（以下「子ども省」という）は、ブラウン政権（2007年6月発足）によって設置された省。旧教育技術省の、初等・中等教育部門と高等教育・技能部門が、子ども省とイノベーション・大学・職業技能省に再編された。子ども省は、子どもと若者に影響を与える重要施策を初めて統合したもので、子どもと若者の福祉、安全、保護に責任を負うとともに、若者の触法行為を防ぐための省庁横断的な新しい重要施策を、牽引する役割を担っている。

ブルマン氏は現在、この子ども省において、青少年グループを担当しており、青少年行政の最前線で活躍している。また、ブルマン氏は、将来の幹部候補の人材育成を目的とする **Fast Stream Program**（英国中央政府の特別採用枠）の公務員であり、若くして担当部門のリーダーを務めている。

基調講演

本日は、お招きいただきましてありがとうございます。青少年育成のために、英国がどのような政策を採っているかをお話しする機会を設けていただきまして、ありがとうございます。本日お話しすることが、皆さまに役立つことを期待しています。私の理解では、日本の青少年の政策は、30歳までを対象としていると伺っておりますので、日本では、私も青少年に入るのかなと思っております。私が所属しておりますのは、子ども省ですけれども、その中で、私は、子どもを含む青少年を担当しております。

はじめに

まず、背景として、これまでの経緯、英国の行政の仕組みについてご紹介します。英国には、スコットランド、ウェールズ、イングランド、北アイルランドという4つの地域があります。私が勤めております子ども省は、イングランドの政策を担当しています。英国の他の地域にお

きましても、イングランドと、ほぼ同じ青少年政策を持っております。厳密には、それぞれの地域で若干異なっています。

イングランドの青少年政策は、13歳から19歳までを対象としています。ただし、特別な支援を必要としている、あるいは障害などをもった青少年に関しては、25歳までです。2006年の推計によりますと、イングランドの人口は5076万3000人で、そのうち13歳から19歳の青少年は、およそ460万人となっています。

グリーン・ペーパー『ユース・マターズ（若者が大事である）』

青少年に関する重要な動きの一つとして、2005年7月に旧教育技術省は、『ユース・マターズ（若者が大事である）』（Youth Matters）というグリーン・ペーパーを発表しました。青少年の育成策について改善を図り、格差を縮小するということを、全体的な目標としています。

この報告書は、4つのことを挙げています。まず、若い人たちは、もっと他にすべきことや、行くべきところがあるはずだとしています。「すべきこと」、「行くべきところ」は、暮らしている地域に、そういった場所や活動があるべきであるし、また、「何をするか」についても、その選択肢について、若者自身が影響力を行使できてしかるべきだということです。

次に、大切なこととして、青少年は、自らが住んでいる地域社会に対して貢献できるように、ボランティア活動などを行う機会がより多く与えられるべきである、ということです。3つ目は、青少年に対する情報、アドバイスあるいはガイダンスは、青少年自身が受けたいと思っている形で、欲しいと思っている内容を、受け取ることができるようにすべきである、ということです。最後に4つ目として、青少年が何か具体的な問題に直面した場合、追加的なサポートを含め、よりよいサポートを受けられるようにしなければならない、とグリーン・ペーパーは述べています。

以上をまとめますと、青少年の福利厚生を改善するためには、健康で、安全で、若者が持っている関心を享受でき、達成すべきことを達成でき、さらには地域社会に貢献する機会を与えられ、経済的な利益も生み出してしかるべきである、という思想です。

青少年向けサービスの歩み

このような青少年向けサービスの歩みを、以下に紹介します。2004年に「児童法」（Children's Act）が改正されました。また、「どの子どもも重要である」（Every Child Matters）という政策が導入されました。

その中には、青少年向けのサービスを統合すること、予防的な措置をとること、サービスの利用者に焦点を当てることなどが、原則として入っています。つまり、サービスのためのサービスであってはならない、サービスの精神は、あくまでも、サービスの受け手である子どもが中心であるべきだ、という考えであります。先ほど「健康で、安全で…」と申しましたが、5つの重要なアウトカム（より良い成果）を重視することになっています。

イングランドにおける青少年サポート・サービスを、すべて統合しようというプロセスが進行中です。なぜ統合を図っているかといえば、それぞれの地域社会でのニーズに対応する能力を高めるためであり、また、それぞれが学習していく中で、より多くの地域の人々が参加できるようにするためです。統合された地方自治体の青少年サービスは、2008年には、次の点で改善される予定です。

問題が起きてから対処するのではなく、問題発生の予防を第一に考えます。力を合わせて効果を高めるとともに、最も不利な状況にある青少年に焦点を当てることを明確化します。青少年向けの情報、アドバイス、ガイダンスをより良い形で提供します。学業に関連することも、しないことも、青少年自身が、いくつかの選択肢の中から選べるようなサポートを提供します。包括的な形で、自由時間に、有意義な活動ができるようなサービスを提供することです。

青少年が有意義な活動を、自由な時間に行うことができるように、また、そのような選択をした場合に、十分その機会に恵まれるように、地方自治体には、それを確保するという新しい任務が課せられています。地方自治体のサービスを統合することによって、十代の中でも最も脆弱な人たちを対象に、サービスを提供していきます。十代の子どもたちのより複雑な悩みと問題に対して、包括的なパッケージ・サービスを提供します。その内容は、オーダー・メイドで、対象となる子どものためになるものです。具体的には、教育、インフォーマルな学校外での学習の機会、個人的なアドバイスなどを提供します。

青少年のトレンド

イングランドにおける青少年のトレンドについて言えば、まず、十代の望まない妊娠が減少しています。十代の妊娠に関しては、この20年で最低水準に下がっています。16歳未満での妊娠、18歳未満での妊娠の割合も、それぞれ低下しています。ニートの人数も減りつつあります。義務教育終了（16歳）で学業を終えるのではなく、その後、高等教育に進学する者の割合が増えており、史上最高のレベルになっています。義務教育終了後、10人のうち9人、つまり9割近くが、高等教育に進学しています。地域社会における反社会的行動に関しては、住民の感じる不安が下がりつつあります。青少年が、学校以外の場においても有意義な活動ができるように、機会を提供する場所もありますし、また、そのための政策的措置も採られています。

青少年対策費とボランティア団体

イングランドにおける教育予算ですが、2007年から2008年にかけて、637億ポンド（14兆6510億円）まで増える予定です。現在、青少年政策のために、およそ18億ポンド（4140億円）が投入されています。そのほか、ボランティア団体、あるいは地域社会の団体などが資金を出していますので、実際の青少年向けの金額は、これ以上になる予定です。

イングランドには、「児童トラスト」(Children's Trust) というものがあります。自治体は、これを通じて自らの法定義務を果たします。その地方特有の問題に対処するために、いくら投入すべきかについて、裁量権を持っているのが特徴と言えるでしょう。

イングランドでは、ボランティア団体やコミュニティ団体が、青少年問題のために、非常に大きな力を発揮している点を強調しておきたいと思います。ボランティア団体の存在は、地域の大人や同年齢の子どもたちが、自分の自由時間を割いて協力していることを意味しています。ボランティア団体とは言っても、非常に専門的な団体も含まれております。場合によっては、極めて不利で困難な状況にある若い人たちをサポートすることも可能です。そのほか、チャリティー団体とか、共済団体、デューク・オブ・エディンバラのグループとか、ボーイスカウト、ガールズガイドやボーイズ・ブリゲード (Boys' Brigade) のようなものがあります。

青少年は危機にあるのか？

青少年の成功を願い、成果が上がった場合には、祝福してやる必要があります。イングランドのマスコミでは、「今、青少年は危機にある」というように報道されがちです。しかし、学校における試験の成績、また義務教育終了以降も継続して教育を受けている児童・生徒の数は、先ほども申しましたように、史上最高の水準になっています。

一般中等教育修了証（GCSE）の試験では、59%の児童・生徒が、5科目でたいへん良い成績を取っています。何よりも注目すべきことは、最も困難な地域における学校で、この成績向上が見られることです。16歳、17歳という年齢を超えて以降、高等教育機関に進学し、学習ないしは訓練を受けている児童・生徒の数が、77%にまでなっています。また、多感な16歳から17歳の若者は、他の年齢層に比べてボランティアを志向している、あるいは参加している者の割合が、最も高い年齢層になっています。

2005年には、16歳から19歳のうちの約半数が、インフォーマルな形でのサポートを受けています。青少年は、以前よりも、自分の人生に満足しています。人種や宗教を異にする人たちに対して、若者のほうが他の年代層よりも寛容です。男女の役割についても、若者のほうが、よりリベラルな考え方を持っています。5人のうち4人、およそ8割の青少年が、学校では最大限努力して勉強していると回答しています。

今述べたことは、私どもが行った青少年に対する調査によって明らかになったものです。

問題行動を起こす青少年

学校の成績は全体として向上していますが、依然として成績が向上しない青少年も一部にあります。学業のみならず、問題行動を起こしてしまう青少年も、まだかなり多く存在します。中でも、例えば薬物やアルコールの乱用、向こう見ずな性行為、犯罪・反社会的行為への関わりなど、ハイリスク行動に関わってしまう青少年の数も、まだ高い水準にあります。これらハイリスク行動の中には、EUの他の加盟国に比べて、イングランドが高いものもあります。メンタルヘルス、心の健康についても、十分な進展はありません。2004年の統計では、5歳から16歳の青少年の中で、およそ10%の児童・生徒が、臨床診断の結果、精神疾患の症状があるとされています。このようなメンタルヘルス上の問題や精神上の疾患については、恵まれない状況にあるほど有病率の割合が高くなる、という相関関係が確認されています。

今申し上げたことから、少数ではありますが、青少年の中に、まだいくつかの取組みの恩恵を享受できていないグループが残されていることも明らかです。生まれた時から不利な状況にある青少年が、ハイリスク行動に関わってしまい、その結果、学校での成績も思わしくなく、最終的にはこれから生きていくための能力を身につけることができないままで終わってしまう、ということもあります。自尊心、自らを律する自律心、自制心も身につけていません。自尊心や、自律心、自制心がないことと、犯罪との関わり、十代での妊娠、中途退学、薬物やアルコールの乱用とは、明らかに関連しています。

青少年の発達に影響を及ぼす要因

自分本来の力を十分に発揮できない子どもたちに関する調査では、根底に、貧困、階層間格差、家族などの大きな要因があることが分かりました。

昔であれば、子どもからだんだんと大人になっていく過程は、大体一定していたと思うので

すが、現在は、大きく変わりました。以前と比較すると、親離れできない子どもたちが増えています。一方、親よりも同年代の子どもたちの影響力のほうが強くなっています。仕事に就くためには、以前にも増して、スキルや資格、それも、ソフト・スキルが期待されています。ソフト・スキルとは、具体的な技能や知識というよりは、社会性であるとか、感情に基づいた他人と付き合う能力のことです。今日では、機会や選択肢は増えていますが、最初から不利な状況にある青少年は、スキルや資源を活用しようとする際に、特別に配慮されているわけではありません。教育現場、労働市場での体験、自分たちが育ってきた社会や文化的背景など、子どもたちが大人に移行していく過程で影響を受ける要因は、ほかにもあります。

しかし、青少年の発達に一番影響を及ぼすのは、親そして家族との関係であり、また、自由時間を共にする同年代の子どもたちです。青少年が自由な時間をどのように過ごすかは、その後の発達に大きな影響を及ぼします。自由な時間に、建設的で有意義な活動に参加することは、その後の人生に非常に大きなプラス効果をもたらすことが、調査結果からはっきりと分かります。

青少年に関するマスコミ報道

イングランドでは、若者に関する様々な議論が一般市民の間でも起っています。青少年に関するマスコミ報道では、71%が否定的で、肯定的なものは14%しかありません。これまで、イングランドの状況が改善されたとお話しましたが、それでも青少年に関するマスコミ報道の3分の1は、犯罪に関係するものです。成人の3分の1は、ブラブラしている若者は問題であると考えています。一方、若者の98%は、マスコミは若者のことをいつも反社会的であるかのように報道している、と考えています。マスコミ報道が、青少年の人生や生活に大きく関係する政策に、思わぬ影響を与えることもあります。

青少年向けのサービス提供や政策立案において、国は、これまでどちらかと言えば、青少年のより良い発達のためのビジョンを明確に打ち出すのではなく、問題を避けるという傾向がありました。犯罪、薬物の乱用、十代の妊娠など、優先順位の高い課題について引き続き取り組むとともに、地域に危害を及ぼすような若者に対しては、断固とした対応が必要です。その場合でも、一般の市民がこれをどう見ているかということをお忘れではありません。

少年司法制度

少年司法制度は、1998年に「犯罪・秩序違反防止法」(Crime and Disorder Act)が制定されたことにより、大幅に改善されました。この法律に基づいて、青少年政策を主導する「少年司法委員会」(Youth Justice Board)が創設されました。これは、青少年を早い段階から司法制度に取り込まれてしまわないようにする、つまり、予防措置と早期介入を重視する制度です。少年司法委員会の地域担当部局である「少年犯罪対策チーム」(Youth Offending Team : YOT)は、イングランドとウェールズのすべての自治体に設けられており、現在、全部で156のチームがあります。このチームは、警察、社会福祉、医療保険、教育・保護監察士、薬物・アルコール依存、住宅等の関連部門の関係者で構成されており、犯罪や非行の再発を防止することが目的です。

リスク要因とプラス要因

先ほど、子どもの成長に影響を及ぼす要因について若干触れましたが、リスク要因としては、

まず、家庭・家族があります。監督・しつけが十分になされていない、規律がきちんと保たれていない、住宅状況が劣悪である、家族の中に犯罪歴のある人がいる等です。学校現場におけるリスク要因は、学業成績が劣っている、攻撃的な振る舞いがある等です。地域社会に関するリスク要因としては、そもそも不利で困難な地域であること、薬物等が入手できてしまう等があります。個人のリスク要因としては、知的能力が低い、落ち着きがない等が挙げられます。疎外感や孤立感のために、低年齢で非行に走る場合もあります。

勿論、プラス要因もあります。個人のプラス要因としては、優しさ、女性であること、知能水準が高いことなどがあります。社会的な絆があることは、非常に大きなプラスです。親との関係が安定していて、温かい愛情ある関係であること、また、親以外の教員や大人との関係が安定していることも、プラス要因となります。このほか、親の考え方や態度が健全な水準にあるかどうか、社会的に青少年のスキルを発揮する機会があるかどうか、うまくいった場合、それを褒め称えるような環境と大人が周りにいるかどうか、なども重要です。地域全体として、一定レベル以上の態度や行動が共有されていることも、大きなプラス要因であります。

リスク要因を減らす各種プログラム

リスク要因を減らすための具体的なプログラムとしては、次のようなものがあります。「少年包括プログラム」(Youth Inclusion Program: YIPs)、親などが反社会的行動を行っている場合に、親の側に介入する「家族介入プロジェクト」(Family Intervention Project)、「親業訓練プログラム」(Parenting Program)、「より安全な学校づくりのためのパートナーシップ」(Safer School Partnership)、「指導者提供・有意義活動推進プログラム」(Mentoring and Positive Activity Program)など。このほか、罰則、命令、契約などの約束ごともあります。

各種命令

青少年が初めて軽犯罪を犯したり、問題行動を起こした場合、まず、警察もしくは自治体で対応すれば十分で、いきなり司法制度に委ねる必要はありません。問題行動を防止するためのサポートを継続しながら、司法制度に取り込まれないようにするための様々な命令あるいは約束、契約があります。

例えば、「反社会的行動(禁止)命令」(Anti-social Behavior Order)は、問題行為や犯罪行為を防止して、それ以外の活動に関わることを促す命令です。「児童夜間外出禁止命令」(Local Child Curfew Order)は、ある定められた時間帯には、指定された場所に居なければならないという命令で、責任を託された成人が監督することになっています。「児童保護命令」(Child Safety Order)は、10歳未満で問題を起こした子どもに対する監護措置の一環で、ソーシャル・ワーカー、あるいはYOTのメンバーたちが、当該児童を監督するものです。

身柄を拘束しない形で、社会活動や奉仕活動に参加させる懲罰もあります。具体的には、無給で地域において奉仕活動をしなければなりません。活動中は、保護監察士が監督を行います。こうした罰則の狙いは、まず、地域社会に与えた被害を修復することです。次に、問題行動を起こした若者自身に、自らの問題行動が、どういう結果を招いたかを理解させることです。「保護者に対する命令」(Parenting Order)は、親にカウンセリング、ガイダンスへの参加を、強制力を持って命じるものです。親が命令に従わない場合には、訴追の対象となります。

身柄の拘束・収容

青少年自身の身柄を拘束・収容する罰則もあります。例えば、「収容及び訓練命令」(Detention and Training Order) というものがあります。より深刻な犯罪行為に対しては、裁判所の命令の下での「第90条第91条」(Section 90/91) 拘束命令があります。第90条は殺人、その他は第91条に関連します。王立裁判所から出される「第90条第91条」拘束命令は、成人の場合、最低でも14年の懲役に服するほど深刻な犯罪です。ことと次第によっては、成人が受刑する期間と同様の最長期間が、青少年に科されることもあります。

以上ご紹介したように、青少年育成のための改善に取り組んでいますが、まだ、多くの課題が残されています。教育水準の向上が最も重要ですが、地域や家庭など不利な環境の中に生まれ、生活し、成長した子どもの場合は、学業水準が低くなるという相関関係を、断ち切らなければなりません。少数とはいえ、犯罪、反社会的行為、薬物乱用、十代での妊娠などを、なくす必要があります。16歳以降においても、ニートにならないように、青少年の教育や就職、あるいは研修に対するサポートが必要です。

新たな政府の取組み

1997年以降、こういったサービスを拡充していくために、政府は、これまでにない取組みを開始しました。教育においては、14歳から19歳までを対象とした改革が行われました。そして、「どの子どもも重要である」というプログラムの下に、2004年、政府による取組みが始まりました。これらの取組みによって、サービスの質が改善されました。また、「若者が大事である」(Youth Matters) とした取組み、「青少年のための有意義な活動プログラム」(Positive Activities for Young People Program)、さらには、「特定の青少年に対するサポート」(Targeted Youth Support)、そして新しい「青少年基金」(Youth Capital Funds) が設立されました。この青少年基金については、後で詳しく紹介しますが、青少年に、この資金を活用する決定権を委ねるものです。こうしたサービスの改善を行うことによって、スポーツ、余暇、医療、保健、そして少年司法においても、大きな進展がありました。

「10年戦略」の目的と基本原則

2007年7月、子ども省は、「青少年のために高みを目指す」(Aiming high for young people : a ten year strategy for positive activities) という「10年戦略」を開始しました。10年戦略の目的は、社会に対する青少年の積極的な関わり、とりわけ地域社会における関わりを奨励し強化することです。

活動内容がしっかりした有意義な活動に、青少年が参加する機会を増やし、そうした活動を通して青少年に達成感を与え、回復力を向上させる、さらには青少年の社会的、情緒的なスキルを強化することを目的としています。また、青少年が、私どもや社会が提供する様々なサービスに対して、より大きな影響力を行使できるようにすることが重要です。

この取組みには、3つの基本原則があります。1つ目は「前進的な普遍主義」(progressive universalism) という原則で、すべての青少年、特にサポートを必要としている人たちに、恩恵をもたらすことです。2つ目は「予防」(prevention) で、青少年にメンタルな面での抵抗力、回復力を身に付けさせることです。青少年が大きな困難に立ち向かう上で必要なものですし、困難に立ち向かえるようにサポートしていかなければなりません。3つ目は「権利と責任」

(rights and responsibilities) です。青少年、親、そして地域社会は、内容的に質の高いサポートを受ける権利を有しています。同時に、地域社会と親は、青少年が直面している問題を解決する責任もあるため、バランスの取れた取組みが求められます。青少年の行為が、正しいものであった場合には、きちんとほめることも必要です。

追加的な能力の育成

十代の青少年は、その成長過程で様々な困難を経験します。十代は、様々な機会、選択肢を持つと同時に、新しいリスクや困難にも直面します。グローバリゼーションをはじめ、これまでとは違う社会的、経済的な動きがあります。したがって、学業や職業訓練について言えば、労働市場において評価されるためには、単に知識、スキルを得るだけでは不十分です。社会的、情緒的、そして認知能力を含め、自分をさらに強くしていかなければなりません。そうした能力、スキルを獲得することによって、困難に直面したときに、それを克服する柔軟性や強靭性を身につけることができます。これについては、やはり親と学校の役割が極めて重要です。

こういったいわば追加的な能力は、正規の教育のほかに、有意義な活動に、信頼できる大人とともに参加することによって獲得できるものです。スポーツ、音楽、演劇、ボランティア活動、ボーイスカウト、ガールズガイドなどの社会奉仕活動に、責任を持った信頼できる大人のサポートの下で参加することによって、自分に対する自信、強靭性や寛容な精神を育むことができます。リーダーシップや、他者と協力することを学び、自分自身で問題を解決できるようになります。こうした能力は、新たに直面する様々な問題を克服し、しっかりとした大人に成長していくために不可欠なものです。この10年戦略は、すべての青少年が、意味のある十代を過ごせるよう保障するものです。青少年にとって、十代は、自分自身を形成する時期であると同時に、人生において成功を勝ち取るための力を育んでいく最も決定的な時期でもあります。

10年戦略の経費と手法

この戦略を進めるための経費と手法について紹介します。経費としては、2008年から2011年までに支出が予定されている4億9500万ポンド（1140億円）に加えて、新たに1億8400万ポンド（420億円）が投資されるほか、未請求債権、つまり休眠口座（長期間アクセスのない銀行口座）の活用も予定しています。また、ボランティアで慈善活動を行っている第3セクターの団体に対して、資金提供することも想定しています。

手法としては、地域における取組みとして、防止に重点を置くこと、経費はプールして、事業や任務と連動するような形にして縦割りを排除すること等が考えられます。

10年戦略の3本柱

① 権限強化

10年戦略には、3つの柱があります。1つ目の柱は権限強化（empowerment）で、青少年が自分たちが受けるサービスに対して、より大きな影響力を行使できるようにすることです。これは、現在取り組んでいる十代の妊娠、ニート問題、青少年犯罪、そして教育の強化等の政策を補完するものです。

権限強化の枠組みの一つである青少年基金は、青少年自身がいわば資金提供者として、使途

を決定できるもので、プロジェクト・リーダーになりうるということです。この基金を活用することによって、青少年は、自分たちの地域の中にある青少年向け施設の改善を図ったり、自分たちを対象とした活動について評価することができます。既に、65万人の青少年が、このプログラムによる恩恵を受けています。これから3年間、この基金を通じて約1億7300万ポンド（400億円）が支出される予定です。これとは別に、最も不利な条件下に置かれている青少年向けには、2500万ポンド（60億円）が支出される予定です。

この権限強化では、特に、最も不利な条件にある疎外された青少年が、自分たちが受けるサービスに対して影響力を行使し、自分自身に関係する政策の決定に関与できるようにしています。また、「青少年リーダーシップ研究所」(National Institute of Youth Leadership) を設立し、地域社会の中で、青少年がリーダーの役割を果たすことができるように支援したり、青少年が取り組んでいる様々な取組みを評価することによって、一部にある青少年に対する否定的な見方を払拭することを目指しています。さらに、助言者を活用することによって、社会的に疎外される可能性の高い青少年が、健全に成長できるようにサポートします。

全体的な目標は、2018年までに、それぞれの地域の予算の25%について、青少年が直接影響力を行使し、自分たちにとって有意義な活動が行えるようにすることです。

② アクセス

2つ目の柱であるアクセスについて、簡単にご紹介します。

アクセスには2つの内容があり、一つは、各地域の青少年用施設の改善を進めることです。サービスの提供を受ける上で、多くの青少年たちは、様々な障壁に直面しています。すべての地域において、青少年が集うことのできる安全な場所を提供したい、というのが私どもの考えです。これを実現するために、休眠口座を活用すると同時に、子ども省から追加的資金として、6000万ポンド（140億円）を供給する予定です。

もう一つは、貧困地域の青少年に住宅を提供し、貧困地域で暮らしている様々な背景を持った青少年が、希望を持ち、地域社会の中で、その活動をさらに充実できるようにしたい、というものです。1億4000万ポンド（320億円）の予算に、8200万ポンド（190億円）をプラスして、「青少年のための有意義な活動プログラム」を強化していきたい、と考えています。これまで、「青少年のための有意義な活動プログラム」といえば、スポーツ活動や芸術活動などが中心でした。

③ 品質

3つ目の柱は品質です。青少年の活動が成果を生み出すためには、「青少年のための有意義な活動プログラム」の品質が、高いものでなければなりません。品質を高めるためには、青少年と関わる人たちをサポートし、その能力、スキルの向上を図るとともに、こうした活動に関わってくれる新たな力を取り込むための方策も必要となります。幅広い分野で、リーダーやマネージャーの役割を果たしてくれる人材、特に統合されたサービスを提供するための人材を育成することが重要となります。

こうした取組みのほかに、先ほど触れましたが、青少年の支援を行っている第3セクターの維持・強化のために、今後約1億ポンド（230億円）を投資する予定です。そのほか、YOTや医療保険サービス関係機関が資金をプールし、それを、地域において最もリスクの高い青少年や

妊娠・薬物乱用等の問題に、活用することも予定しています。

残された課題

私どもは、まだまだ大きな課題を抱えています。青少年に対する積極的なアプローチはどうかあるべきかについて、子ども省は、国民的な議論を主導していかなければなりません。特に重要な課題として、不満を持った青少年の問題、ニート問題、そして十代の妊娠問題に取り組んでいかなければなりません。そのためには、全国各地の利害関係者としっかりした強力な関係を築いていくことや、成功事例をきちんと見ていくことも必要です。同時に、地方自治体や第3セクターのサービス機関をサポートし、何がうまくいっているのか、ということについての知識を、広めていかなければなりません。

様々な政府機関が、青少年に対して多様なサービスを提供しています。政府機関と横の連携を密にしながらパートナーシップを構築するとともに、地方自治体においても、組織再編等によりシステムそのものを変革し、地域サービスに従事している人たちの仕事のやり方を、変えていかなければなりません。何と言っても、子ども省の10年戦略によって、青少年に対する取組みが、確固とした成果を生み出すことができたということを、実例をもって示していかなければなりません。

私の話を通じて、皆さま方が、私どもが展開しているアプローチや研究、様々なプログラムがもたらした恩恵について、さらには、最近着手した10年戦略について、十分な情報を得ることができたことと祈念しております。ありがとうございました。